

東大阪市こども計画策定にかかるアンケート調査等
業務委託プロポーザル実施要領

東大阪市

令和8年6月

1 趣旨

本実施要領は、東大阪市こども計画策定にかかるアンケート調査等業務を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

東大阪市こども計画策定にかかるアンケート調査等業務

(2) 業務の目的

本業務は、東大阪市こども計画策定に関する市民・関係者の意識、実態及びニーズを統計的に把握し、今後の施策立案、計画策定及び効果検証に活用可能な基礎資料を得ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「東大阪市こども計画策定にかかるアンケート調査等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 企画提案上限額

¥4,100,000- (消費税及び地方消費税相当額を含む)

※企画提案内容にかかわらず、この上限価格を超える提案は受け付けないこととする。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(7) 契約保証金

東大阪市財務規則第117条第3号により免除とする。

(8) 支払方法

業務完了後一括払い

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加意思表明書提出時点で東大阪市入札参加有資格者名簿へ掲載されていること。
- (2) 本市において入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (4) 参加意思表明書提出時点において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び東大阪市暴力団排除条例(平

- 成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 令和5年度から令和7年度までの間に本業務と同種又は類似する業務を地方公共団体から受託し、かつ、その業務を履行し、成果品を納品した実績を有すること。
- (7) プライバシーマークを有する、ISMSの認証を受けている、又は自社で情報セキュリティポリシーが指針等により確立されていること。
- (8) 租税を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続等の実施スケジュールを以下に示す。スケジュールは予定であり変更する場合がある。

内 容	日 程
プロポーザル公募開始	令和8年6月9日(火)
参加意思表明書受付期間	令和8年6月9日(火)～6月15日(月)
質問の受付期間	令和8年6月16日(火)～6月18日(木)
質問の回答期限	令和8年6月22日(月)
提案書等受付期間	令和8年6月23日(火)～6月30日(火)
プレゼンテーション	令和8年7月7日(火) 予定
選定結果通知	令和8年7月15日(水) 頃

5 プロポーザル参加手続

本プロポーザルに参加する者は次のとおり参加意思表明書、企画提案書等を提出するものとする。

5.1 事前提出書類

- (1) 提出書類
様式1 参加意思表明書
- (2) 提出期限：令和8年6月15日(月) 17時必着
- (3) 提出部数：1部
- (4) 提出方法：電子メールによる
※メールの受信について必ず担当者宛に確認すること。
- (5) 提出先：13に記載のある担当所属
※提出期限までに参加意思表明書の提出がない者の本プロポーザルへの参加はできない。

5.2 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
ア 企画提案書(任意様式)
イ 様式2 誓約書
ウ 様式3 会社概要及びパンフレット等

エ 見積書及び経費内訳書

総費用は消費税込みの金額とし、算出根拠等を詳細に記載すること（任意様式）

オ 様式4 業務実施体制調書

カ プライバシーマーク等社外認定の認定証の写し、個人情報等を基準に則り適切に取り扱うことを定めている社内規定等

(2) 提出期限：令和8年6月30日（火） 17時必着

(3) 提出部数

正本データ、副本データ（副本データは社名がわからないようにすること）

(4) 提出先：13に記載のある担当所属

(5) 提出方法：電子メールによる

※メールの受信について必ず担当者宛に確認すること。

6 辞退

様式1参加意思表明書の提出をしたが、やむを得ず辞退する者は、様式6 辞退届を提出すること。この場合の期限は、5（2）と同様とする。

7 企画提案書記載方法

仕様書に基づき、別紙1プロポーザル評価基準表の評価項目を参照のうえ企画提案書を以下の方法にて作成し、提出すること。

(1) 企画提案書の記載項目

①アンケート調査実施に関すること

ア) 各アンケートの実施において仕様書に記載の方法により実施するうえで、アンケート回収率向上に向けて、より効果的な手法を提案すること。

イ) 対象者へのインタビューについて、より効果的な手法を提案すること。

ウ) 集計分析業務を行うにあたって、どのような分析が有効であるか提案すること。

エ) 事業実施において助言や十分なサポートをどのように行えるか提案すること。

オ) 個人情報保護やプライバシー確保の手法について、具体的な手法を提案すること。

カ) 本市の貧困対策やひとり親支援に関する施策の現状及びこども計画策定にかかる国の動向等を十分に理解したうえで上記提案を行うこと。

②その他

本件に関連して業務内容の充実に関する独自の視点に基づく提案があれば記載すること。

(2) 注意事項

ア 提出書類は15ページ以内に収め、全てPDFにて一つにまとめたうえで下部中央にページ番号を付すこと（表紙・仕切りを除く）。

イ 文字サイズは10ポイント以上で作成すること。

ウ 企画提案内容は実現可能な範囲で記載をすること。

エ 専門知識を有していない者であっても理解できるようにわかりやすい記載とすること。

オ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単

位は円、時刻は日本標準時とすること。

8 プレゼンテーション

プレゼンテーションは次の日程で実施する。

(1) 実施日：令和8年7月7日（火）

※各社の実施時間及び実施場所等については、令和8年7月6日（月）正午までに参加意思表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで連絡する。連絡がない場合は問い合わせを行うこと。

(2) 時間（30分程度）

ア プレゼンテーション（15分以内）

イ 質疑応答（15分程度）

※準備時間は含めないものとする。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは社名を非公開で実施する。そのため、プレゼンテーション資料、補助資料等には社名を記載しないこと。

イ プレゼンテーションで提案者が説明する内容は、企画提案書において提示した内容であること。

ウ プレゼンテーションにパソコン等、使用する場合は提案者が必要な機材を準備すること。ただし、モニターは本市で用意する。

エ 入室については、本市の指示に従うこと。また、開始時刻までに準備を終えること。

オ 退室は終了予定時刻の後5分以内に完了すること。

カ プレゼンテーションに係る経費については、提案者の負担とする。

キ 追加資料等を用いての説明は不可とする。

(4) 出席者

※当日の参加者は、2名以内とする。また、2名の内、1名は業務責任者とする。

※参加者は氏名のみでの自己紹介を行ったうえでプレゼンテーションを開始すること。

9 質問及び回答方法

仕様書及びプロポーザル実施要領等に関する質問がある場合は、様式5の質問書を使用し、以下の方法で問い合わせを行うこと。

(1) 受付期限：令和8年6月18日（木）17時まで

(2) 提出方法：電子メールによる（電話・FAXによる質問は受け付けない）

※メールの受信について必ず担当者宛に確認すること。

(3) 提出先：13に記載のある担当所属

(4) 回答方法：回答は令和8年6月22日（月）までに行うものとする。ただし、事業者選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。質問及び回答については質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで行うとともに、本市ウェブサイトにて公表する。

10 選定方法等について

10.1 選定方法

(1) 選定方法

業務実施事業者を決定するため市内部に選定委員会を設置し、各者より提出された企画提案書、プレゼンテーション、見積書をもとに他自治体での実績や当該業務を担当する人物の取り組み姿勢、コミュニケーション能力、プロジェクトマネジメント力、業務実施体制等により総合的に評価する。

選定委員会は、総合的に最も優れた内容の提案を提示した業者を選定し、東大阪市こども計画策定にかかるアンケート調査等業務に係る最優秀提案事業者（＝優先交渉権者）として決定する。なお、選定委員の選出方法、審査基準等に関する問い合わせには一切応じない。

(2) その他事項

- ア 優先交渉権者が契約までの間に入札参加停止の措置を受ける等、参加資格要件を満たさないと判断される場合は失格とし、次点の者を次の交渉権者とする。
- イ 参加事業者が1社のみの場合については、その提案内容を評価し、価格点を除いた項目の合計得点が価格点を除いた基礎点合計の60%を満たしていれば優先交渉権者として決定する。
- ウ 審査の結果、合計得点が基礎点合計の60%に満たない場合は、最高得点者であっても選定しないものとする。

10.2 評価基準

評価基準については別紙1「プロポーザル評価基準表」を参照のこと。

10.3 選定結果の通知

プロポーザルに参加した事業者のうち、最優秀提案事業者については、電話及び文書により通知する。それ以外の事業者については、文書で通知する。あわせて本市ウェブサイトにも公表する。なお、選定結果の異議申し立ては受け付けない。

11 契約

提案の内容と市の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

- (1) 本業務に関する契約書は、本市所定の書式を用いることとする。
- (2) 企画提案作業の過程で本市が得た情報等については、一切の権利が本市にあるものとする。
- (3) 評価した結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な契約不適合等があった場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合には、契約を解除する場合がある。（以下12.1(3)を参照）

1 2 その他留意事項

1 2. 1 その他事項

- (1) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者は失格とする。また、最優秀提案事業者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、最優秀提案事業者決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
 - ア 企画提案に関する書類に虚偽又は不正の記載をした場合。
 - イ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - ウ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合。
 - エ 2 件以上の提出がなされた企画提案であった場合。
 - オ その他実施要領の条件に一致しない企画提案であった場合。
 - カ 契約締結日までに、前記「3. 参加資格要件」(2)～(5)を満たさなくなった場合。
 - キ 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合。
 - ク プレゼンテーションを欠席した場合。
 - ケ 著しく信義に反する行為があった場合。
 - コ 契約を履行することが困難と認められる場合。
 - サ 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合。
 - シ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (3) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとして取り扱う。
- (4) 期限後又は審査経過に関する質問等は一切受け付けない。

1 2. 2 遵守事項

- (1) 本市から得た資料、情報等を、他に流用、提供等をするを固く禁ずる。
- (2) 辞退した事業者又は審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに、かつ、確実な方法で処分すること。

1 3 担当部署

東大阪市子どもすこやか部こどもみらい室こどもまんなか政策課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

担当者 中務・植田

TEL : 06-4309-3194

FAX : 06-4309-3225

E-Mail : kodomomannaka@city.higashiosaka.lg.jp